

あま市立保育園 I C T 化 推 進 業 務
仕 様 書

令 和 6 年 4 月
あ ま 市

— 目 次 —

内容

第 1	概要	3 -
1	仕様書の定義	3 -
2	業務名	3 -
3	業務内容	3 -
4	業務期間	3 -
5	履行場所	3 -
第 2	システム要件	4 -
1	基本要件	4 -
2	個別機能要件	5 -
第 3	機器（操作端末等）要件	5 -
1	機器（操作端末等）の状態について	5 -
2	キッティングについて	5 -
3	機器（操作端末等）の購入について	5 -
4	機器（操作端末等）の仕様について	6 -
5	機器（操作端末等）の数について	6 -
第 4	あま市が要求するインターネット等接続環境の想定仕様等	7 -
1.	基本情報	7 -
2.	再配置対象施設について	8 -
3.	インターネット接続環境の想定仕様	8 -
4.	L G W A N 接続環境の想定仕様	9 -

第 5	ネットワーク構築等要件	- 9 -
第 6	導入に関する要件（仮運用）	- 10 -
第 7	仮運用期間終了まで提案システムの操作研修	- 11 -
第 8	運用に関する要件（本運用）	- 12 -
第 9	契約条件等	- 13 -
1	秘密保持	- 13 -
2	情報セキュリティの確保	- 13 -
3	契約不適合責任	- 14 -
4	賠償・復旧	- 14 -
5	個人情報保護法に関する事項	- 14 -
6	第三者への請負、著作権等	- 14 -
第 10	その他	- 16 -

第1 概要

1 仕様書の定義

本書は、あま市立保育園ICT化推進業務（以下「本業務」という。）に参加しようとする対象者（以下「参加者」という。）に示した「あま市立保育園ICT化推進業務プロポーザル実施要領」と一体のものであり、本業務について、本市が要求する仕様等を示す。

2 業務名

あま市立保育園ICT化推進業務

3 業務内容

(1) システム導入支援業務（令和6年度）

（タブレット端末等納品・システム導入、初期設定支援など）

(2) あま市立各保育園ネットワーク構築事務

（通信回線構築及びネットワーク構築など）

(3) 操作研修会の実施

(4) システム運用及び保守業務（令和6年度・令和7年度以降）

（マニュアル等の提供、操作等のサポート、インターネット通信回線・ネットワーク回線も含む機器等保守、システム運用・保守など）

(5) その他、参加者が本業務に必要なと判断するもの

（各園への電波等事前調査、作業報告書・議事録作成など）

4 業務期間

導入期間 契約日から令和6年11月30日まで

仮運用期間 令和6年12月1日から令和6年12月31日まで

本運用期間 令和7年1月1日から令和11年12月31日まで

※世界・経済情勢により運用開始を変更する可能性がある。

※契約時において仮運用期間・本運用開始日時を変更する場合がある。

5 履行場所

	名 称	住 所 地
1	七宝北部保育園	あま市七宝町安松7丁目8番地
2	正則保育園	あま市二ツ寺三本松80番地
3	篠田保育園	あま市篠田三丁目52番地
4	昭和保育園	あま市甚目寺二伴田76番地
5	聖徳保育園	あま市甚目寺東大門43番地
6	萱津保育園	あま市中萱津南宿208番地
7	新居屋保育園	あま市新居屋東高田50番地
8	五条保育園	あま市西今宿六反地四12番地
9	大花保育園	あま市上萱津銭神65番地1
10	あま市役所	あま市七宝町沖之島深坪1番地

第2 システム要件

1 基本要件

当該プロポーザルにおいて企画提案システム（基本パッケージ等）（以下「提案システム」という。）は、以下各号の要件を満たすものとする。なお、この基本要件における「実績」とは、保育業務を総合的に支援する提案システムの実績とし、機能単体システム（例えば登降園管理のみのシステム等）の実績は含めない。また、提案システムの無償提供や実地検証・テスト導入も実績には含めないこととする。

- (1) 提案システムは、「デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ TYPE I）」の交付金を受けた実績があるシステムであること。
- (2) 公立・私立を問わず0歳～小学校入学前対象の保育所、認定こども園及び幼稚園等（1施設あたり定員100名以上の施設が10施設以上、且つ40施設以上）の導入運用実績（令和6年4月1日現在）があること。
- (3) 定期的にバージョンアップ（機能改善、バグ対応等）を追加費用なく定期的に行うこと。
- (4) インターネット等回線等を使用したASPサービスであること。
- (5) 提案システムは、ISO/IEC 27017の認証を取得していることが望ましい。
- (6) 提案システムは、「あま市 仕様要件確認書 ①システム機能要件確認の仕様要件、②機器・ネットワーク機能要件確認の仕様要件」に記載の必須要件項目機能が利用可能であること。
- (7) 提案システム導入後に職員・保護者からの接続端末数・クラス数の増減があった場合でも本業務の契約期間内は、追加システム利用料が発生しないこと。ただし、閉園の場合は、閉園後に閉園した園の通信料金・通信回線料金・提案システム利用料などが発生しないこと。
- (8) 本業務において調達するタブレット端末等の他に、下記に示す現在配置済みの既存PC端末でも動作可能なシステムであること。なお本業務において調達予定PC端末はありませんが、プロポーザル参加者による企画提案を制限するものではありません。

※「あま市立保育園ICT化推進業務別紙 機能・機器等要件補足書」に補足情報を記載。

区 分	既存 PC の仕様
CPU	Intel(R) Core(TM) i5-1135G7 @ 2.40GHz
OS	Windows 10 Pro 64bit (当該システム導入時において、Windows 11 Pro が混在している場合あり。)
実装 RAM	8 GB
ブラウザ	Google Chrome、又は Microsoft Edge
インターネット接続方法	「あま市立保育園 ICT 化推進業務別紙 機能・機器等要件補足書」に補足情報を記載。
ウイルス対策ソフト	<ul style="list-style-type: none"> ・ ApexOne セキュリティエージェント ・ Windows Defender ・ 市販のウイルス対策ソフトを導入する可能性あり

2 個別機能要件

提案システム等に要求する機能要件は、「仕様要件確認書」及び「別紙 機能・機器等要件補足書」を参考とすること。

第 3 機器（操作端末等）要件

1 機器（操作端末等）の状態について

本業務において、クラスで使用するタブレット端末（付属品を含む）（以下「操作端末」という。）と、登降園用の打刻機器（付属品を含む）（以下「登降園用端末」という。）は、同一機器とし調達する。操作端末及び登降園用端末は、新規製造品に初期設定・組立等のキッティングをし、提案システムが使用できるように完了した状態で納品・設置することとする。

2 キッティングについて

各操作端末及び登降園用端末の画面には保育 ICT アプリ、写真、設定、カメラ等のシステムを運用する上で必要最低限のアプリのみ残し、他のアプリは非表示とする。

各保育園に設置される機器については、設置場所の移動する予定はないが、保育課配置の作業用操作端末については、後出しセンドバック等により各保育園に貸出する可能性があるため、全保育園で使用可能なように設定すること。その際は、MDMにてキッティングが可能であること（MDM 別紙 機能・機器等要件補足書）

3 機器（操作端末等）の購入について

本業務において調達する操作端末及び登降園用端末は、契約初年度一括購入とする。

4 機器（操作端末等）の仕様について

本業務において納品される操作端末及び登降園用端末についての仕様要件については、下記仕様に沿ったものとする。なお、あま市の実状にあった企画提案するためにあま市の想定する仕様等を変更することを制限しない。変更する場合は、理由と仕様を企画提案書に記載すること。ただし、記載が無い場合は、企画提案書類審査（一次審査）において不合格とする。

機器（操作端末等）の仕様

区分	仕様
基準品	10.9インチ iPad 第10世代以上
ストレージ	64GB以上
OS	iPadOS 最新バージョン
ブラウザ	Safari 最新バージョン
キーボード	納入タブレット端末に Bluetooth 接続で接続できる物 ※ JIS 規格準拠の標準日本語配列のキーボードであること。 ※ 充電式が望ましい。 ※ 充電式の場合USB充電器を付属品として付けること。
タブレットカバー （保護カバー）	納入タブレット端末に対応している物 （下記「参考製品」と同等の性能品であること） ※ ショルダーストラップ（ショルダーベルト）が接続できるもの。 ※ 衝撃吸収が高いもの。 ※（参考製品） サンワサプライ株式会社「PDA-IPAD1920BK」 エレコム株式会社「TB-A22RHVBK」
ショルダー ストラップ （ショルダーベルト）	タブレットカバーに接続できるもの （上記「参考製品」の保護カバーに付属する同等の性能品であること） ※ ストラップは長さ調整が可能であること。
保護フィルム	納入タブレット端末に対応している物 ※ タブレットカバーに保護フィルム相当のものが付属し、キッティングする場合は、別途保護フィルムを要しない。 ※ タブレット画面を傷つき難いものが望ましい。
固定スタンド	納入タブレット端末に対応している物

5 機器（操作端末等）の数について

(1) 導入する操作端末数について、「別紙 機能・機器等要件補足書」に記載する。その操作端末数を企画提案において増減する場合は、操作端末数について企画提案書に記載や必要であれば理由書等の添付をしなければならない。なお、その理由を企画提案書に記載や理由書等を添付していない場合は、企画提案書類審査（一次審査）において、不合格とする。

(2) 登降園用端末数について、「別紙 機能・機器等要件補足書」に台数を記載しているが、それ以外の機器を使用する又はそもそも登降園用端末を使用しない場合など、あま市の実状にあった企画提案

を制限するものではない。なお、台数の増減に関わらず、企画提案書において運用方法も含め台数等を記載し、プレゼンテーション審査（二次審査）において、プレゼンテーションを行わなければならない項目とする。

第4 あま市が要求するインターネット等接続環境の想定仕様等

1. 基本情報

- (1) 本市にはあま市公共施設再配置計画があり、対象となっている施設が4園ある。（以下「再配置対象施設」という。）
 - ・ 聖徳保育園
 - ・ 萱津保育園
 - ・ 新居屋保育園
 - ・ 五条保育園
- (2) 本市にはあま市公共施設再配置計画の対象となっていない施設が5園ある。（以下「対象外施設」という。）
 - ・ 七宝北部保育園
 - ・ 正則保育園
 - ・ 篠田保育園
 - ・ 昭和保育園
 - ・ 大花保育園
- (3) 本市は、「デジタル田園都市国家構想交付金 デジタル実装TYPE1」の交付金を受けている。
- (4) 本事業において、あま市の市役所庁舎にネットワーク構築を含む通信関連工事をしない。企画提案をした場合は、「あま市立保育園ICT化推進業務 実施要領 第11 企画提案書等の提出 3 企画提案書等の留意事項 (3)」に該当し、本事業対象外施設の通信等方針に影響を与える変更提案として失格とする。
- (5) 再配置対象施設、対象外施設ともに下記を含めて通信関連設備はない。
 - ・ 無線AP
 - ・ LAN
 - ・ POE スイッチ（ハブ）、OCN、ルーターなど
- (6) 既存PC端末についての禁止事項

既存PC端末の所管は、あま市子ども健康部保育課でないため、配置場所の変更による企画提案を禁止する。この禁止事項を含めた企画提案をした場合は、「あま市立保育園ICT化推進業務 実施要領 第11 企画提案書等の提出 3 企画提案書等の留意事項 (3)」に該当し、あま市の通信等方針に影響を与える変更提案として失格とする。

(7) L G W A N回線接続についての禁止事項

L G W A N回線の利用可能な機器は既存PC端末のみとし、本業務において購入等するタブレット端末を含む各種機器で、L G W A N回線に接続し利用することを禁止する。この禁止事項を含めた企画提案をした場合は、「あま市立保育園ICT化推進業務 実施要領 第11 企画提案書等の提出 3 企画提案書等の留意事項 (3)」に該当し、あま市の通信等方針に影響を与える変更提案として失格とする。

2. 再配置対象施設について

(1) AP 機器や LAN 配線などの設備投資（他園で流用できない機器購入やその設置工事）をしない。

3. インターネット接続環境の想定仕様

※固定グローバル IP アドレスを使用すること。

※あま市の実態に合う提案を制限しないが、上記「1. 基本情報」、
「2. 再配置対象施設について」を理解したうえで、企画提案すること。

インターネット接続の場合	再配置対象施設	対象外施設
施設までの通信方法	携帯可能なモバイルWi-Fiルーターからタブレット端末にWi-Fiで接続	有線（光回線）を敷設（施設内の職員室まで）
携帯可能なモバイルWi-Fiルーター	e-SIMは使用しない。 タブレット端末1台につき1台	なし
	再配置対象施設内のネットワーク	対象外施設内のネットワーク
ONUからルーター	なし	有線LAN
ルーターから無線AP	なし	有線LAN
無線APから操作端末等	なし	Wi-Fi接続

4. L G W A N 接続環境の想定仕様

L G W A N 接続の場合	再配置対象施設	対象外施設
施設までの通信方法	既存回線を使用	既存回線を使用
既存回線から既存 P C 端末	既存回線（有線 L A N）を使用	既存回線（有線 L A N）を使用
既存 P C 端末以外の接続（通信関連機器も含む）	禁止	禁止

第 5 ネットワーク構築等要件

- (1) 本業務において必要な通信関連機器については、契約初年度一括購入を基本とする。
- (2) 各保育園で提案システムが利用できるように通信網を構築すること。
- (3) 必要な通信関連機器及び接続環境については、下記によること。なお「その他」を選択する場合は、企画提案書提出前に本市に提案の可否を問い合わせなければならない。
 - ・無線アクセスポイント（別紙 機能・機器等要件補足書 参照）
 - ・L A N ケーブル（Cat 5 e 以上）
 - ・光ケーブル（通信速度最大概ね 1 Gbps のベストエフォート型光通信サービス）
 - ・S I M（通信可能データ量 10GB/月以上）
 - ・ルーター（「携帯可能なモバイル Wi-Fi ルーター」を含む）
 - ・モデム又は O N U
 - ・インターネット V P N
 - ・L G W A N
 - ・固定グローバル IP アドレス
 - ・その他
- (4) どのような通信関連機器及び接続環境の方法であっても「仕様要件確認書」の備考欄に方法を記載すること。なお、記載や理由書等の添付が無い場合は、企画提案書類審査（一次審査）において不合格とする。

- (5) 企画提案が、あま市の要求するインターネット等の接続環境の想定仕様である・ないにかかわらず、プレゼンテーション審査（二次審査）において、プレゼンテーションを行わなければならない項目とする。
- (6) 上記項目（3）に示した機器について、あま市の実状にあった柔軟な企画提案をしていただくために一部を除き、詳細な仕様（製品名や性能など）を提示しない。
- (7) インターネット等の接続環境について、企画提案書積算費用の中にインターネット等の接続サービス契約の初期契約（初期設定）費・月額利用料等通信に係る費用がすべて含まれて積算されており、積算された料金以外に請求がないこと。（L G W A N回線の接続料金も含む）
- (8) インターネット等接続環境にあたっては、暗号化通信等のセキュリティ機能を確保できること。
- (9) 提案システムは24時間365日制限なく利用できること。ただし、システム保守等のために運用停止が必要となる場合には、事前に申し入れること。また、システム上に案内文を表示させ、保護者、保育士等に通知すること。
- (10) 将来の利用操作端末の増加にも柔軟に対応できるネットワーク構成とすること。
- (11) 無線AP取付け工事については、土曜日、日曜日、祝日の午前9時～午後5時にて実施する。なお、既設のネットワーク機器と抵触しないよう、ネットワーク機器の設置については事前に詳細な日程も含めて本市と協議すること。
- (12) 光回線を敷設するにあたり現場調査を行い、配管が必要な園は併せて施工すること。また費用は本調達に含むこと。
- (13) アスベスト調査およびアスベスト対策に準拠した施工は不要である。また、本市が保有しているアスベストの調査結果は受注後、受託者に共有する。

第6 導入に関する要件（仮運用）

仮運用開始時期までに本業務において納入される操作端末数の納入が困難な場合。本稼働開始時期まで提案システムが利用できる状態の機器（「Wi-Fi タブレット端末とルーター」など）を1園あたり2台以上無償貸出ができる場合は、下記要件の（1）から（3）項目に限り要

件を満たしているとする。なお無償貸出は、タブレット端末等を納品又は設置されている園を除くものとする。

- (1) 仮運用期間であっても本業務において納入される機器は、仕様にあった提案システムが使用できる状態となっていること。
- (2) 仮運用開始まで、提案システムのASPサービスが利用できる状態になっていること。
- (3) 仮運用期間は、提案システムの本市における不具合調査や操作習熟するための準備期間とする、この期間中には、使用可能な状態であることを確認し、本運用開始年月日を迎えること。
- (4) 仮運用期間中に不具合等発生した場合、早急に対応すること。
- (5) 仮運用期間中は、操作端末等の設置場所にシステムエンジニアやオペレーター等（以下「サポート者」という。）を常駐させる必要はないが、平日9時～17時（土日祝日を除く）は、電話等によりサポート者によるサポート等が受けられる体制があること。
- (6) 仮運用期間内であっても本業務において納入されている機器に対し保守業務を行える体制であること。
- (7) 本仕様書に記載の仮運用開始年月日は、最終稼働開始日であり、記載年月日より前に仮運用開始することを制限するものではない。
- (8) 契約時において仮運用期間中のシステム利用料（サービス利用料）、通信費用などは発生しないことが望ましい。
- (9) 本事業の積算は、システム利用料・通信費・プロバイダ費・保守費・接続料などの月額費用（以下「月額費用」という。）の支払いについては、プロポーザル参加者による違いを統一するため、令和6年10月を月額費用の支払い開始時期と仮定して積算すること。

第7 仮運用期間終了まで提案システムの操作研修

仮運用期間終了までに提案システムの操作研修を行う。

- (1) 1時間以上の操作研修を本市全体で3回以上行うこと。
- (2) リモート等による遠隔通信方式や対面方式等の研修方法は問われないが、初回の研修については、録画等の再生による方式を認めない。
- (3) 2回目以降の研修は、録画等の再生による方式を排除しない。

- (4) 対面式の操作研修においては、研修参加者に提案システムが入ったタブレット端末を一時的に利用できる状態で貸与できるようにすること。
- (5) 調達予定の機器が納入前であっても操作研修会が開催できる場合は、操作研修の回数に加えることができる。
- (6) 操作研修会は、1回につき6名程度の参加者を想定している。

第8 運用に関する要件（本運用）

- (1) 本稼働開始時に提案システムが不具合なく稼働できる状態にすること。
- (2) 本稼働開始日以降、タブレット端末等の設置場所にサポート者を常駐させる必要はないが、平日9時～17時は、電話等によりサポート者によるサポート等が受けられる体制を整えてあること。なお、障害の発生原因（システム・操作端末等・ネットワーク等）に関わらず、サポート窓口が一本化されていることが望ましい。
- (3) 令和7年度以降、提案システムの操作研修を1時間以上で1回以上毎年度行うこと。なお、新人保育士を対象とする操作研修を想定している。

※本市で行われた操作研修の録画データ、操作研修動画データ又は操作研修動画データが入った記録媒体を提供できる場合や指定のウェブサイト上で操作研修内容の共有ファイル動画を無償使用許可される場合は、本仕様書の操作研修を行ったとみなすことができる。

- (4) 本業務において納入されるべき操作端末を含むすべての機器が納入されていること。
- (5) 本業務において納入された機器に対し保守業務を行うこと。

※通常使用（使用者に責を問えない初期不良、自然故障等）による機器の故障等による後出し SEND BACK 方式による修理を無償で行うこと。期間についてはメーカー保証期間内とする。

※本業務において導入された機器は、後出し SEND BACK 方式とするが、ただし無線 AP・ルーター・POE スイッチなどの館内 NW 機器については、訪問サポート保守を想定している。

※企画提案の保守業務において、あま市仕様以上の提案を制限するものではない。

- (6) 操作端末の利用や運用に関するサポートを含めることとする。

第9 契約条件等

1 秘密保持

- (1) 受託者は、履行期間中はもとより履行期間終了後であっても、本業務を履行するうえで知り得た本市に係る情報を第三者に開示又は漏えいすることを禁じ、そのために必要な措置を講ずること。
- (2) 本市が提供する資料は原則貸し出しとし、本市の指定する日までに返却すること。当該資料は複製してはならず、原則として第三者に提供し、又は閲覧させてはならない。ただし、本仕様書「第7 契約条件等 6 第三者への請負、著作権等(1)①」において承諾を得た場合を除く。
- (3) 上記(1)の情報及び(2)の資料を第三者に開示することが必要となる場合は、事前に本市と協議のうえ、承諾を得ること。

2 情報セキュリティの確保

受託者は「あま市情報セキュリティポリシー」等（以下「ポリシー等」という。）を遵守しなければならない。また、ポリシー等については、「第7 契約条件等 1 秘密保持」に基づき、その内容を秘密にする措置をとらなければならない。

受託者は、セキュリティを確保するために以下の項目に対処し、発生する費用は本業務に含まれるものとする。

- (1) 本業務の遂行において、定期的に情報セキュリティ対策の履行状況を報告するとともに情報セキュリティが侵害され又はその恐れがある場合には、直ちに本市に報告すること。これに該当する場合には、以下の事象を含む。なお、発生した問題は本市と共同で対処すること。
 - ・受託者に提供した本市の情報又は受託者によるアクセスを認める本市の情報を外部に漏えいすること及び目的外利用すること。
 - ・受託者による本市のその他の情報へのアクセス。なお、被害の程度を把握するため、受託者はアクセスログを含めて必要な記録類を契約終了後3年間過ぎるまで保存し、本市の求めに応じて成果物と共に本市に引き渡すこと。
- (2) 本業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況を確認するために、本市が情報セキュリティ監査の実施を必要と判断した場合は、本市がその実施内容（監査内容、対象範囲、実施等）を定め

て、受注者が情報セキュリティ監査（受注者が選定した事業者による監査を含む。）を行い報告する義務を負う。ただし、SLA等が定められている場合は対象外とする。

3 契約不適合責任

納入日から起算して1年以内に本調達機器等の設定及びこれらに搭載されるソフトウェアに瑕疵（契約不適合）のあることが発見された場合、本市は、必要に応じて追完請求、代金減額請求、損害賠償請求および履行不能や履行拒絶を前提とする契約解除を受託者に請求できる。なお、それ以上の保証期間の明記があるものは、当該期間の保証義務を受託者が負うこと。

4 賠償・復旧

本業務に起因して、正常な使用状態で本市の他の機器及び提案システムに不具合が発見された場合は、受託者の責任と負担で復旧のための措置を迅速に実施すること。

5 個人情報保護法に関する事項

受託者は、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」、個人情報保護委員会発出の「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び当該法律を遵守するために受託者が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を取り扱うこと。

6 第三者への請負、著作権等

(1) 受託者は、本業務を請負等により第三者に実施させてはならない。ただし、次の場合においてはこの限りではない。

① 受託者が、書面により請負等を受ける業者の名称・住所・請負等の業務の範囲・請負等の必要性・請負等の金額等を事前に本市に申請し、その承諾を受けた場合。なお、受託者が本業務の全部を第三者に請負等させないこと。

② 受託者が、コピー・ワープロ・印刷・製本・トレース・資料整理・計算処理・翻訳・参考書籍等の購入・消耗品購入・会場借上等の軽微な業務を請負等しようとする場合。

(2) 上記(1)に基づき、第三者に業務を請負等する場合は、受託者の責任において「第7 契約条件等 1 秘密保持」及び「第7 契約条件等 2 情報セキュリティの確保」をその第三者に対し、秘密の保持

及び情報セキュリティの確保を同様に請負契約等において課すこと。

- (3) 受託者が上記(1)①に基づき第三者に請負等する場合において、請負等を受けた第三者が更にその業務の一部を請負等する等複数の段階で請負等が行われるときは、予め当該複数段階の請負等を受ける業者の名称・住所・請負等の業務の範囲を記載した書面（履行体制に関する書面）を本市に提出しなければならない。当該書面の内容を変更しようとする場合も同様とする。
- (4) 受託者が上記(1)①に基づき第三者に業務を請負等する場合において、これに伴う第三者の行為については、その責任を受託者が負うものとする。なお、再々請負等の場合も同様とする。
- (5) 本業務の実施の際、必要に応じて事前に納入場所の環境等について保育課の許可後に確認・調査を行うこととし、履行場所の業務に極力支障が生じないように計画し実施すること。
- (6) 本業務の実施に必要な所有権及び著作権等については、全て受託者の責任において当該所有権及び著作権等の使用に必要な費用を負担し、使用承諾等に係る一切の手続きを行うこと。
- (7) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら本市の責めに帰す場合を除き、受託者の責任と負担において一切の処理をすること。
- (8) 本業務の実施に伴い、施設調査や本調達機器等の搬入・設置・修理・交換等物理的作業の実施にあたって本市の敷地内の作業場所を使用する場合は、事前に本市にその承諾を得なければならない（ただし緊急に措置しなければならない場合を除く）。その場合、履行場所管理者の指示の元、受託者は作業場所を整理・整頓し、安全に留意して事故の防止に努めるとともに、労働基準法・労働安全衛生法を遵守して安全の徹底を図り作業すること。当該作業に伴い必要となった養生品・梱包箱等で当該作業の後不要となるものは、受託者の負担で速やかに撤去すること。
- (9) 既設建物（特に室内装飾）を汚損又は破損しないように細心の注意をもって行うこと。また、受託者の責めに帰す事由による構造物及び道路の損傷、土地の踏み荒らし等、第三者に与えた損害に対する費用等は全て受託者の負担とする。

- (10) 受託者は、本仕様書に疑義が生じた場合、本仕様書により難い事由が生じた場合及び本仕様書に記載のない事項については、直ちに本市と協議のうえ、解決に向け両者とも最善の努力を行うものとし、独自の解釈によって行うことがないように十分注意すること。
- (11) 本仕様書に記載なき事項でも、提案システムのためのネットワーク構築・稼働・運用に必要と認められる事項は、本市と協議のうえ、実施すること。
- (12) 受託者は、本市との協議の結果を協議の都度、文書あるいは電子メール等にて提出し、本市の承認を得ること。

第10 その他

- (1) 納入物品等の納入完了後、本市による納入検査を行う。なお、納入検査の結果、本調達機器等の全部又は一部に不合格品が発見された場合には、別途指定する期日までに正常な物品への取替えを受託者の負担において行うこと。
- (2) 本業務は、本仕様書等に基づき受託候補者の選定を行うが、契約の際に本仕様書の仕様から変更又は、選定された企画提案内容一部を未採用とすることがある。
- (3) 納品成果物（あま市子ども健康部保育課に納品のこと）
- ・無線AP構成機器配置図面 1部
 - ・基本設計書 1部
 - ・機器設定表 1部
 - ・施工写真（施工前・施工後） 一式
- 上記は電子データでの提出を可能とする。なお、該当工事・設定等の完了届提出までに納品すること。
- その他必要なものについては受託者と協議の上決定すること。
- (4) 契約の際に、本仕様書及び「別紙 機能・機器等要件補足書」に定めのない事項や業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、本市と受託者が協議の上決定する。
- (5) 契約期間内において提供するサービス（システムを含む）が困難となった場合、受託者の責務（変更作業、費用を含む）において類似または同等程度の機能有するサービス（システムを含む）を提供すること。

(6) 業務引継ぎ

契約履行期間の満了、全部もしくは一部の解除、その他の理由で契約が終了する場合は、受託者は本市の指示に従い、業務終了日までに発注者が業務を継続できるよう必要な措置を講じ他者のシステムへの移行を支援すること。

また、業務引継ぎでデータ移行が必要になる場合は、運用中の業務システムから必要なデータを汎用的な形式（例えば CSV）に加工して提供し、ファイルやデータレイアウトの資料を提供すること。この際、本市や次期受注者と誠意をもって協力し、追加費用が発生しないように対応する義務を負うこと。